

## 熊本県野生動植物の多様性保全基本方針（平成16年熊本県告示第1121号）

### 第1 野生動植物の多様性の保全に関する基本構想

熊本県は、多彩で豊かな自然環境に恵まれ、数多くの野生動植物が生息・生育しています。しかし、近年、過度の捕獲・採取や開発行為などの人間活動の影響をはじめ、里山の荒廃など身近な自然環境の変化や外来種の影響によって、数多くの野生動植物が絶滅したり絶滅の危機に瀕しています。

野生動植物は、県民の生存の基盤である生態系の重要な構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスが維持されています。そのため、県民の健康で文化的な生活を確保するためには、野生動植物の多様性を保全して健全な生態系を維持することが重要な課題となっています。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、個体群、種等様々なレベルで成り立っているため、野生動植物の多様性を保全して健全な生態系を維持するためには、それぞれのレベルで多様性を保全する必要があります。

また、その取組に当たっては、社会を構成するあらゆる主体の参加が重要であり、県民等（県民、旅行者及び滞在者をいう。以下同じ。）、事業者及び行政が共通の理解のもとで、それぞれの立場で協力しあって推進していくパートナーシップの取組が不可欠です。

以上のことから、県は、野生動植物の多様性の保全について、県民等及び事業者の理解を得るための情報提供や普及啓発を行うとともに、次の施策を推進します。

(1) 特に保護を図る必要があると認められる野生動植物を指定し、その個体の捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷をいう。以下同じ。）の規制や、生息地等（生息地又は生育地をいう。以下同じ。）における行為の規制によって、野生動植物の多様性の保全を図ります。

また、必要に応じて、生息・生育に適した条件を整備し、野生動植物の個体数の維持・回復を図ります。

(2) 希少な種から普通に見られる種までのあらゆる野生動植物が将来にわたって存続できるように、野生動植物が生息・生育できる環境の保全及び創造に努めます。

(3) 外来種は、在来種の駆逐や在来種との交雑などによって、その地域固有の生態系をかく乱し、野生動植物の多様性に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある外来種を公表して、野外に遺棄したり逸出等しないように注意を促します。

(4) 野生動植物の保護施策は、生物学的知見に立って適切に実施する必要があるため、施策の推進に必要な各種の調査研究を推進します。

## 第2 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定に関する基本的な事項

### 1 県内希少野生動植物の選定方針

(1) 県内希少野生動植物は、県内における生息・生育状況がその存続に支障を来す事情が生じていると判断される野生動植物で、次のいずれかに該当するものを選定します。

- ア 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあるもの
- イ 生息地等が少ないか、又は消滅しつつあるもの
- ウ 生息地等の生息・生育環境が悪化しつつあるもの
- エ 過度の捕獲・採取圧や外来種による影響にさらされているもの
- オ その他学術的価値等があるもの

(2) 県内希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意します。

- ア 外来種は、選定しない。
- イ 従来から県内にはごくまれにしか渡来又は回遊しない野生動植物は、選定しない。
- ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する野生動植物を選定する。

### 2 指定希少野生動植物の選定方針

指定希少野生動植物は、県内希少野生動植物のうち、特に絶滅のおそれがあるために保護を図る必要があるものを選定します。

### 3 特定希少野生動植物の選定方針

特定希少野生動植物は、指定希少野生動植物のうち、商業的に個体の繁殖が可能なもので、野生の個体の保護を図るために個体の譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものを選定します。

## 第3 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項

### 1 捕獲等の規制

県内希少野生動植物の生きている個体の捕獲等については、捕獲等の状況を把握するため、捕獲等を行おうとする者に対して届出を求めます。

指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等については、その動植物の保護の重要性にかんがみ、学術研究又は繁殖その他保護に資する目的で行うものとして許可を受けた場合を除き、原則として、これを禁止します。

### 2 事業等の規制

特定希少野生動植物については、個体及び器官並びにこれらの加工品の譲渡しの業務を伴う事業（特定希少野生動植物事業）を行おうとする者に対して登録を求めます。

## 第4 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

### 1 生息地等保護区の指定方針

指定希少野生動植物の保護のためその生息・生育環境を保全する必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定します。

#### (1) 複数の生息地等が存在する場合の生息地等保護区の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、次に掲げる事項について総合的に検討し、選定するものとします。

- (ア) 個体数、個体密度、個体群としての健全性等からみてその個体が良好に生息又は生育している場所
- (イ) 植生、水質、餌の条件等からみてその個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所
- (ウ) 生息地等としての規模が大きな場所
- (エ) その他学術的価値の観点等から特に保護が必要と認められる場所

#### (2) 生息地等保護区の区域

生息地等保護区の区域は、個体の生息地等及び当該生息地等の周辺区域で当該生息地等の環境を保全するために一体的に保護を図るべき区域とします。

なお、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とします。

### 2 管理地区の指定方針

生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等、個体の生息・生育にとって特に重要な区域を管理地区として指定します。

### 3 立入制限地区の指定方針

管理地区の中で、個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を期間を定めて立入制限地区として指定します。なお、立入りを制限する期間は、繁殖期間など必要最少限の期間とします。

### 4 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、個体の生息・生育のために確保すべき環境とその維持のための管理の方針などを定めるものとします。

### 5 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、所有権その他の財産権を尊重するとともに、当該地域において農林漁業を営む者をはじめとする住民の生活の安定と福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、指定を行います。

## 第5 保護管理事業に関する基本的な事項

### 1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るために、その生息・生育を阻害している要因を除去・軽減するとともに、その個体の繁殖の促進や生息地等の保護・再生等の事業を推進する必要がある野生動植物を対象として実施します。

### 2 保護管理事業計画の策定

保護管理事業計画には、個体の生息・生育のために確保すべき生息地等の環境に関する事項等や生息環境の維持・改善及び普及啓発の推進等に関する事項等を定めます。

### 3 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく事業は、県、市町村、民間団体等の主体によって推進することとし、実施に当たっては、対象となる指定希少野生動植物の個体の生息・生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、計画的に取り組むよう努めます。

また、対象となる指定希少野生動植物の個体の生息・生育状況の観察と定期的な事業効果の評価を行い、生息・生育状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息・生育条件の把握、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進します。

## 第6 その他野生動植物の多様性の保全に関する事項

### 1 県民等及び事業者の理解の促進と意識の高揚

野生動植物の多様性の保全を推進するためには、県民等及び事業者の理解と協力が不可欠であるため、県内の野生動植物の置かれている状況やその保護の重要性に関して、県民等及び事業者の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を推進します。

また、人と野生動植物の共存の観点から、農林漁業が営まれる農地、森林、水域等が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処します。

なお、土地所有者や事業者等は、土地利用や事業活動に際し、野生動植物の多様性の保全のための適切な配慮を講じるよう努めるものとします。

## 2 調査研究の推進

野生動植物の多様性の保全を推進するには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であることから、県内の野生動植物の生息・生育状況及びその生息・生育環境の継続的把握並びに保護管理手法その他施策の推進に必要な調査研究を推進します。